

令和 6 年度

沖縄県災害派遣福祉チーム員登録研修

開催要項

1 趣 旨

島しょ県の本県では、大規模災害時において、他県から応援到着までに相当の時間を要するため、その間県内の支援関係機関・団体間で連携して、災害時における高齢者や障がい者等の要配慮者への適切な避難対応やその後の生活支援体制の整備に向けた取り組みを進めることが課題となっております。

そうした状況の中、災害時における要配慮者支援体制を確保し、避難生活に伴って生ずる二次被害の発生を防止することを目的として、沖縄県災害派遣福祉チーム（以下「DWAT おきなわ」と称す）を令和元年度に発足し、これまでに 157 名の福祉専門職が登録されております。

本研修は、「沖縄県災害派遣福祉チーム員養成研修実施及びチーム員登録要領」に基づき、DWAT おきなわチーム員の活動に必要な知識・技術を習得する新規登録者育成を目的として開催します。

2 主 催 沖縄県、沖縄県災害派遣福祉支援協議会、沖縄県社会福祉協議会
沖縄県社会福祉法人経営者協議会

3 期 日 令和 6 年 12 月 5 日(木) 10:00~16:30 (9:30 受付)

4 会 場 県総合福祉センター 東棟 4 階 403 研修室 (那覇市首里石嶺町 4-373-1)

5 参加対象 県災害派遣福祉支援協議会構成団体に所属する社会福祉法人等の役職員

6 定 員 40 名

7 参加費 無料

8 参加申込

- 別紙の「参加申込書」に必要事項を記入のうえお申し込みください
- 申込書に記載された個人情報、県主管課（福祉政策課）に提供すると共に、本会個人情報保護規程に従い DWAT おきなわチーム員の活動及び本研修の運営管理の目的のみ使用します。
- 申込期限：令和 6 年 11 月 18 日（月）**

9 参加要件等

- 研修申込にあっては、所属する法人理事長もしくは、所属施設長からの推薦が必要です。**
- 別添「沖縄県災害派遣福祉チーム設置運営要領」別表に掲げる国家資格等保持者のうち、当該業務経験が 3 年以上の者

10 研修内容（予定）

事前学習動画

本研修では、研修同日の研修効果を高めることを目的に、受講者に事前学習動画を配信します。**事前に動画配信する学習動画（70分程度）を視聴してから研修にご参加ください。**

事前学習動画は、研修開催日（12/5）の2週間前を目途に申込者メールアドレス宛に案内メールをお送りいたします。

研修当日のプログラム

説明 沖縄県災害派遣福祉チーム（DWAT おきなわ）について

導入 事前学習動画のポイント振り返り、参加者自己紹介

講義・演習 被災地・被災者がおかれる状況と DWAT の活動

災害が住民の生活へ及ぼす影響、DWAT の活動の基本的な流れや視点、等

講義 避難所および避難所生活の理解

「避難所」の基本的理解、災害時要配慮者や避難生活上の困り事への支援と DWAT の役割や機能、法令や特例措置について、等

演習 災害の進行と被災者が置かれる状況の理解

災害発生からの被災地等の状況を俯瞰しつつ、DWAT 派遣から撤収までの一連の流れを理解するとともに、被災者がおかれる状況を理解する

演習 被災者支援の支援主体の理解・DWAT による被災者支援の視点

支援主体の多様性を理解し、DWAT として活動する際の姿勢や連携先・課題の具体的解決法をイメージするアセスメント演習

講師① 一般社団法人 FEEL Do 代表理事 栗原 英文 氏

防災、地域福祉、市民活動、まちづくり、国際協力、防災減災活動、災害支援などに取り組む北海道、青森、山形、宮城、大阪、岡山、鳥取、沖縄の 11 名の理事・社員・パートナーと共に、様々な主体が取り組む福祉コミュニティづくりを応援。要援護者支援活動や福祉の視点で各地・各種団体の災害対策や防災活動や災害時に支援活動を実行するために必要な仕組みづくり、計画策定や研修・研究を行い、今求められる福祉支援体制のネットワーク構築、災害派遣福祉チーム等の支援の仕組みづくりを行っている。

- ・ DWAT おきなわ登録・養成研修講師（令和元年～5年）
- ・ 大阪府社協地域福祉部における平時及び災害時に関する地域福祉活動推進アドバイザー
- ・ 滋賀県災害時要配慮者支援ネットワーク会議アドバイザー他

講師② 一般社団法人 FEEL Do 理事

（特非）まちなか研究所わくわく 代表理事 宮道 喜一 氏

沖縄を拠点に、地域づくりや市民活動・NPO 活動等の支援、地域コーディネーター等の人材育成、災害時要援護者支援、地域福祉分野における調査・住民座談会の企画運営・関係機関研修、民生委員の研修・単位民児協支援、話し合いの場のファシリテーターなどを行っています。

- ・ DWAT おきなわ登録・養成研修講師（令和元年～5年）
- ・ 災害時における災害ボランティアセンター運営に関する関係機関連絡会・委員（2017-現在）

講師③ 一般社団法人 FEEL Do 理事・事務局

くらしの学びサポートオフィス HumanBeing 代表 菅原 清香 氏

宮城県を拠点に、東日本大震災からの復興と災害にもつよい福祉のまちづくりを目指し、福祉・防災学習プログラムおよびツールの開発、体験学習事業の講師、研修会の企画運営、ボランティアコーディネート等に取り組んでいます。

11 申込・問合せ先 社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会・施設団体福祉部

(担当：儀間・仲間)

TEL 098-887-2000 FAX 098-887-2024

Mail : keiei@okishakyo.or.jp



沖縄県災害派遣福祉チーム設置運営要領

(目的)

第1 この要領は、沖縄県災害派遣福祉支援協議会設置要綱に定める沖縄県災害派遣福祉チーム（以下「DWAT おきなわ」という。）の運営等について必要な事項を定め、避難所、福祉避難所（要配慮者を受け入れる避難所をいう。）その他災害の発生時において要配慮者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）における被災者支援体制の充実に資することを目的とする。

(編成等)

第2 DWAT おきなわは、別表に掲げる者のうち当該業務経験が3年以上の者であって、所属する福祉施設、事業所等（以下「協力施設」という。）の長の承認を受け、原則として別に定める研修を修了した者により構成する。

2 沖縄県災害派遣福祉支援協議会（以下「協議会」という。）は、前項の研修を修了した者をDWAT おきなわチーム員（以下「チーム員」という。）として登録する。なお、登録の事務等については、別に定める。

3 協議会は、大規模災害発生時に、1チーム当たり4～6名程度のDWAT おきなわを設置する。

4 DWAT おきなわは、下記の役割を担うことができる構成を標準とし、チーム員の人数及び職種構成については、被害規模など現地の状況等に応じて調整する。

(1) 要配慮者のニーズの把握及びスクリーニングを行い、対象となる要配慮者の各種相談に応じることができる者

(2) 介護等の支援、避難所等の環境の調整又は整備について助言等を行うことができる者

(3) 連絡調整及び情報収集を行い、中長期支援への橋渡しを担うことができる者

5 協議会は、必要に応じてチーム員の中から総括的機能、事務局機能を果たす者をそれぞれ指名できる。

6 DWAT おきなわの活動に当たって必要となる資材等については、協議会において装備するものとする。

(活動内容)

第3 DWAT おきなわの活動は、次の内容を基本とする。

(1) 避難者の福祉ニーズの把握及び要配慮者のスクリーニング

ア 避難所等に避難している者（以下「避難者等」という。）の福祉ニーズを把握し、中長期的な福祉支援の必要性を県に報告する。

イ 緊急に介入が必要な要配慮者をスクリーニングし、必要に応じて福祉避難所や福祉施設などに繋ぐ。

ウ 避難者等の福祉的課題を早期に整理し、行政、医療又は福祉機関等と課題を共有し、連携の取れた支援体制を構築する。

(2) 要配慮者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な支援

- ア 要配慮者の相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行う。
 - イ 避難所等において介護等の支援が必要な場合は、応急的に介護等支援を行う。
- (3) その他
- ア 避難所等の施設・環境面で課題があれば、その解消に向けて調整する。
 - イ その他、広く避難者からの相談に応じ、避難環境を良好に保つ。
- 2 DWAT おきなわは、前項に掲げるもののほか、第1に規定する目的を達成するために必要と認められる活動を行うものとする。
- 3 DWAT おきなわの活動に当たっては、市町村災害対策本部や医療救護班等と情報共有を図り、連携して効果的な活動を展開できるよう努めるものとする。

(活動基準、期間等)

- 第4 DWAT おきなわは、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があるとして認められる規模の災害（大規模災害）が発生した場合であって、市町村からの要請や被害状況等を総合的に勘案し、県が派遣する必要があると認めたときに活動するものとする。
- 2 DWAT おきなわの活動期間は、1チームにつき原則として5日間程度とする。ただし、必要に応じて期間を延長することができる。

(各団体の役割等)

第5 この要領における各団体等の役割は下記に定めるところによる。

(1) 県

被害情報を収集し、被災市町村（災害対策本部）等関係機関との連絡調整を行う。
また、DWAT おきなわの派遣の要否を判断し、必要に応じてDWAT おきなわの編成、派遣について事務局に指示するとともに、協力施設にチーム員の派遣又は派遣調整を要請する。

(2) 沖縄県社会福祉協議会（沖縄県災害派遣福祉チーム事務局）

県からの指示を受け、DWAT おきなわを編成し、派遣の手続きを行うとともに、適宜、関係機関と連絡調整等を行う。

(3) 協力施設

県からの要請により、チーム員の派遣又は派遣調整を行う。

(4) チーム員

県からの要請により、事務局が指定する場所に参集し、DWAT おきなわの活動を行う。

(事前協定等)

- 第6 県はDWAT おきなわの派遣に協力する協力施設又は協力施設を所管する法人（以下「協力施設等」という。）と沖縄県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定（様式第1号）を締結するものとする。
- 2 前項の協定に基づく要請は、沖縄県災害派遣福祉チーム員派遣要請書（様式第2号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、災害の状況等により要請書の作成を

省略し口頭により要請することができる。

- 3 協力施設等は、チーム員の活動が終了した場合は、その活動状況等について沖縄県災害派遣福祉チーム活動報告書（様式第3号。以下「報告書」という。）により報告を行う。ただし、災害の状況等により報告書の作成が困難である場合はこの限りでない。

（研修及び訓練等）

第7 協議会は、チーム員の技術の向上等を図るため、研修及び訓練の機会の確保に努めるものとする。

- 2 協議会は、県又は市町村が消防訓練等を実施する場合、チーム員の参画を求めることができるものとする。

（費用負担等）

第8 DWAT おきなわの運営及び活動等に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、県が費用を負担する。

- 2 前項以外の DWAT おきなわの運営及び活動等に関する費用については、別に定める。
- 3 県は、DWAT おきなわの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする損害保険に加入し、その保険料は県が負担する。

（他の都道府県への派遣）

第9 DWAT おきなわの他の都道府県への派遣に関する事項については、別に定める。

（補則）

第10 この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和元年10月23日から施行する。

別表（第2関係）

区分	名 称
国家資格又は 公的資格	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、ホームヘルパー
職種	相談支援専門員、介護職員、生活相談員、生活支援員、地域包括支援センター職員、児童指導員
その他	特に県が認めたもの

沖縄県災害派遣福祉チーム

Disaster Welfare Assistance Team



DWATおきなわ

(でいーわっと)

と呼んでください！

DWATおきなわは——

いつ？

地震や水害など、**大規模な災害**が起きた時

どこで？

皆さんが避難する**一般避難所**を主に

誰に？

高齢者や障がい者、妊産婦など**配慮が必要な方**に

なにを？

聞き取りなどにより**福祉的な支援**を

どのように？

様々な**関係機関と連携**しながら

福祉的な支援や関わりによって——

一般避難所等に避難されている高齢者・障がい者・妊産婦等の要配慮者に対して、それぞれの状況に合わせた福祉的な支援を行うことで、避難生活での健康状態悪化の防止や、安心した避難生活に必要なサポートを行います。

◆具体的な活動例◆

- ・避難生活での福祉なんでも相談
- ・避難生活での困りごと調査
- ・福祉スペースなどの環境整備
- ・必要に応じて関係機関との調整 など



メンバー構成

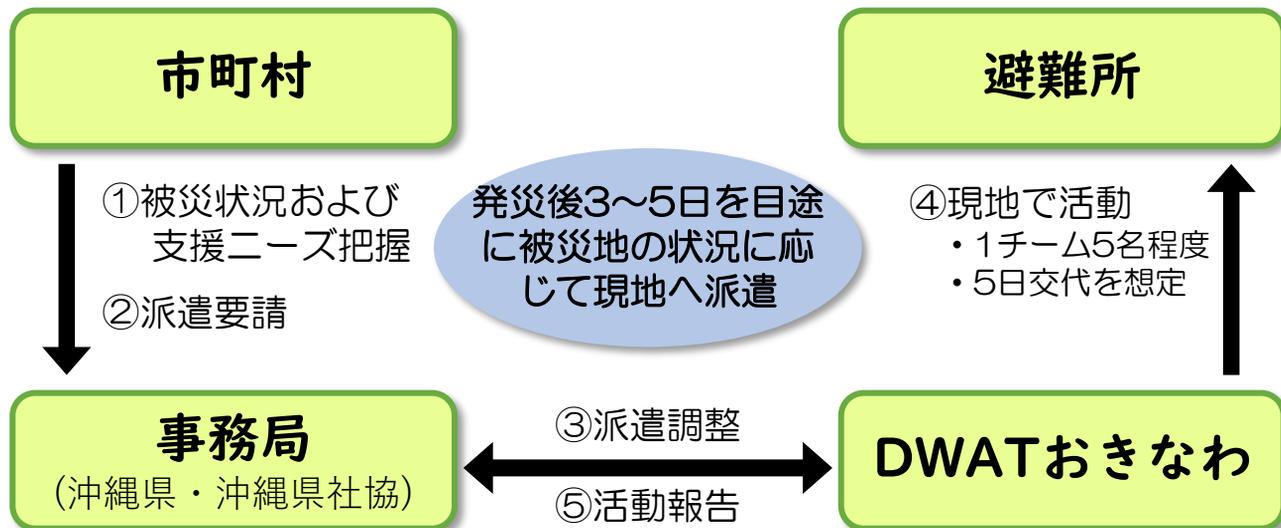
沖縄県災害派遣福祉支援協議会構成団体（施設種別協議会等）や社会福祉施設等から推薦され、登録および研修を受講した社会福祉士・介護福祉士・介護支援専門員・保育士等で構成されています。

<2023.12.21時点の登録者数> 157名

（介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、保育士等）

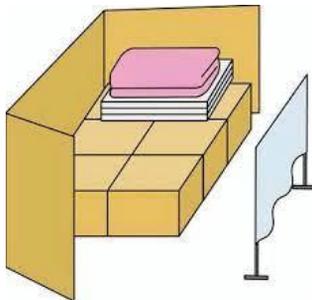


活動の流れ



活動内容

平時の活動



災害時に備え、チーム員の資質向上を目指し、研修・会議・訓練を行っています。職能団体等とも連携し、災害時の様々なニーズに対応できるよう、体制構築を進めています。

災害時の活動



避難者の困りごとの聞き取りや福祉何でも相談、避難所の環境整備、配慮が必要な方への支援などを福祉の専門知識を活用しながら行います。

●DWATおきなわ（沖縄県災害派遣福祉チーム）事務局

★沖縄県 子ども生活福祉部福祉政策課

TEL：098-866-2177

★社福）沖縄県社会福祉協議会 施設団体福祉部

TEL：098-887-2000

※本チラシは、大分DWATチラシを参考に改訂して作成しております